

第3編 健康づくり推進体制の整備

1 計画の推進体制

この計画の推進にあたっては、県民一人ひとりの日頃からの健康づくりの取組みを基本とし、その取組みを行政、地域や学校、職域や企業など社会全体で支援し、誰一人取り残されることなく目的が達成されるよう県民運動として展開していく必要があります。

そのため、市町村及び県、健康づくりに関する団体や各関連機関、研究機関、企業、教育機関、NPO、住民組織など多様な主体が連携・協力しながら、それぞれの役割分担に基づいた計画づくりや事業を展開し、多分野にわたる課題に取り組むことが重要です。

(1) 県における推進体制

富山県健康づくり県民会議が計画推進の中核となり、本計画において設定した各指標に係る数値の推移、健康づくりに関する各種施策・取組みの進捗状況、計画の評価や方向性の検討などの進行管理を行います。

厚生センター・保健所では、地域単位で開催する地域・職域連携推進協議会において、市町村や医療保険者、企業等地域の関係者の連携を強化するとともに、専門的・広域的な機能を生かし、市町村における健康増進計画の策定への支援や計画に基づく活動の支援などを通じ、県民会議（県地域・職域連携推進協議会を兼ねる）とも連携しながら、効果的な健康づくり活動の展開を図ります。

心の健康センターでは、県民の心の健康づくりに関する知識の普及や相談指導をはじめ市町村、厚生センター、保健所における精神保健福祉活動の支援を行い、県民の心の健康づくりを推進します。

(2) 市町村における推進体制

市町村は住民に直接保健サービスを提供する機関であり、地域の健康づくりの中心的役割を担っています。県や厚生センターとも連携しつつ市町村健康増進計画を策定し、各指標や健康づくりに関する各種施策等の進捗・検討など進行管理に努めます。

市町村は、医療保険者（市町村国保）として実施する保健事業と連携を図るとともに、研究機関、企業、教育機関、関係団体など地域の多様な主体の協力や参画により事業を推進し、住民の健康づくりを推進します。

2 計画の推進における役割分担

この計画の推進にあたっては、富山県健康づくり県民会議が中心となり、多様な主体がそれぞれに期待される役割を分担し、相互に連携・協力しながら、家庭、地域社会、学校、職場など様々な場面やライフステージに応じた健康づくりに取り組む必要があります。

① 県民

健康寿命の延伸に向け、県民一人ひとりが生涯にわたり自身の健康状態に関心を持ち、こどもの頃からの健康的な生活習慣の確立やこころの発達に向け家族ぐるみで取り組みます。また、地域の健康づくり活動に積極的に参加し、健康を視点としたまちづくりを推進します。

② ボランティア・地域の各種団体

地域住民等を対象とする様々な活動や身近できめ細やかな健康情報の提供などを通じ、地域の健康づくりを推進します。地域で活動する多様な団体と連携を図りながら、地域に健康づくりの輪が広がるように活動を推進します。

（ヘルスボランティア、食生活改善推進員、母子保健推進員、メンタルヘルスサポーター、がん対策推進員、自治会、婦人会、母親クラブ、老人クラブ、青年団、スポーツ推進委員、公認スポーツ指導者、各種NPO法人 など）

③ 保育所・幼稚園・認定こども園・学校

家庭をはじめ、地域の健康づくり関連機関等と連携し、乳幼児や親子などを対象とした望ましい生活習慣づくりを推進します。

児童・生徒が生涯を通じて自分の健康を自分で管理、改善していくための資質や能力を育てるため、発達段階に応じた健康な生活習慣形成のための教育や、喫煙や飲酒、薬物等に対する正しい理解を促進するための健康教育を実施します。学校保健委員会の充実を図り、家庭や地域との連携を図ります。

④ 職場・企業（職域）

受動喫煙防止措置等の快適な職場環境づくりや、従業員のこころと身体の健康づくりの取組みなど、健康被害を及ぼさない労働環境を整備し、「健康経営」を推進します。また、保険者、産業医、健診機関、産業保健推進センター、地域産業保健センター等、関係機関と連携し、市町村や厚生センター、保健所など地域の健康相談実施機関も活用して、従業員の適切な健康管理を実施します。

⑤ 医療保険者

生活習慣病予防のため、被保険者やその扶養者に対し、特定健康診査・特定保健指導の実施や健康の保持・増進、疾病予防のための取り組みを充実します。

⑥ 健康関連団体

それぞれの専門性を生かした活動を通じ、身近で専門的な相談・支援を行う窓口として県民の健康づくりを支援するほか、生活習慣病の重症化予防などのための関係機関との連携をさらに推進します。また、県民の体力の維持向上や余暇活動の推進を図ります。

〔 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会などの職能団体
 体育協会、レクリエーション協会、スポーツ団体 など 〕

⑦ 医療関係機関

疾病の重症化予防のため、かかりつけ医と専門医療機関や各関係機関との連携を推進するとともに、きめ細やかな患者指導を実践します。地域や学校、職域における健康づくりや保健活動を推進します。

⑧ マスメディア

健康に関する科学的根拠に基づいた正しい知識を分かり易く伝達し普及啓発するとともに、メディアを通じた健康づくりの機運を醸成します。

⑨ 市町村

住民に最も身近な行政機関として、住民の健康課題や地域特性を明らかにするとともに、国の「健康日本 21」や県の健康増進計画を踏まえ、市町村健康増進計画を策定し、効果的な健康づくり事業を推進します。

また、健康に関する住民への正しい知識の普及や地域活動への支援、地域共生社会の実現に向けた学校・ボランティア・関係団体等との連携、職域と連携した継続的な住民の健康管理の実施、健康づくりに関する人材育成などを通じ、地域の特定に応じた住民の健康づくりを推進します。

⑩ 県

市町村をはじめとする多様な主体と連携し、県民一人ひとりが健康づくりに取り組むための支援・環境整備を行います。また、地域における健康関連情報の収集・分析を行うとともに、施策の企画・調整をはじめ、計画の指標や目安とした健康指標の把握を行い、効果的な健康づくりの推進に努めます。

さらに、保健師、管理栄養士など健康づくりに関する専門知識や技術を持つ指導者の確保・人材育成や、健康づくりの関係者を対象とする研修会の開催や技術指導を行い資質の向上に努めます。

厚生センターは、管轄する市町村の健康づくりが円滑に実施されるよう、健康関連情報の収集・提供や地域の健康課題を明らかにするための調査研究を行うとともに、市町村における健康づくり事業に対して専門的・技術的支援を行います。

衛生研究所は、その専門性を活かした調査研究を推進します。

心の健康センターは、心の健康づくりに関する普及啓発、市町村等への精神保健福祉活動の支援を行います。

3 計画の進行管理と評価

(1) 計画の適切な進行管理

計画の円滑な推進を図るため、計画に盛り込んだ施策・取組みについて、主に施策ごとに設定した目標に係る指標を用いて、進捗状況を把握します。

計画の進捗状況は、定期的に「富山県健康づくり県民会議計画策定・評価実施部会」等に報告し、施策等の改善に反映するなど、PDCAサイクルを活用した適切な進行管理を行います。

また、健康づくりに関する施策や取組みの進捗状況・成果は、県民にわかりやすく情報提供を行い、一層の県民の参画を求めています。

(2) 計画の評価

この計画では、70項目（再掲を含む）の目標を設定し、計画期間中の各種施策・取組みの進捗・達成状況を確認することとしています。

計画開始後6年（2029（令和11）年）を目途に中間評価、計画開始後10年（2033（令和15）年）を目途に最終評価を行います。評価にあたっては、目標を達成するための各種施策の進捗や成果を適切に評価・検証し、「富山県健康づくり県民会議計画策定・評価実施部会」や「富山県健康づくり県民会議」等に報告します。

評価・検証結果は、期間中の社会経済情勢の変化等も踏まえ、その後の施策・取組みに反映するとともに、必要に応じて弾力的に計画の見直し等を行い、県民に周知を図ります。

■評価基準

